

使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈の改正について（概要）

令和6年9月

経済産業省

産業保安・安全グループ

電力安全課

1. 現状及び改正の経緯

- 事業用電気工作物の技術基準を規定している、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号。以下「電技省令」という。）では、一般公衆が立ち入ることによる感電死等の事故を防止するため、高圧（600V超）又は特別高圧（7000V超）の電気設備に対して、接触防止・立入防止措置の実施を求めている（電技省令第9条及び第23条）。
- 一方、発電用風力設備以外の低圧（600V以下）の電気設備については、高圧又は特別高圧の電気設備と比較して、感電等の電氣的な危険性が低いことから、同様の接触防止・立入防止措置を求めてこなかった。
- FIT導入以降、低圧の太陽電池発電設備が急増するとともに、災害等による太陽光パネルの破損事故等が多発（※）している。
※令和3年度における低圧の太陽電池発電設備（600V以下、10kW以上50kW未満）の事故件数は213件。令和4年度における同設備の事故件数は277件
- また、太陽電池発電設備の特徴として、設備の一部が損壊した状態であっても、光が当たることによって意図せず発電する場合があります。例えば、災害等により設備が損壊し、人の手が届く位置にある充電部分が露出する場合（※）等においては、低圧の設備であっても、相当程度感電等の電氣的な危険性がある。
※台風等の強風や地震による揺れで太陽電池パネル及び支持物が飛散・破損したことにより太陽電池パネル間をつなぐ電線が切断され、充電部分である金属部が露出する場合などがある。
- このような太陽電池発電設備の特徴や破損事故の増加を踏まえると、低圧の太陽電池発電設備についても、高圧・特別高圧の電気設備と同様に、接触防止措置の実施を求めることが必要である。
- なお、4省（経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省）が共同事務局となり検討を行った再生可能エネルギー発電設備の適正な導入及び管理のあり方に関する検討会の提言（2022年10月）においても、同様の理由から「小規模再エネ発電設備への柵塀設置義務について検討する」ことが求められ、2023年2月の電力安全小委員会において、「小規模事業用電気工作物に該当する太陽電池発電設備について、原則、柵塀の設置義務を課すこと」が妥当とされている。

以上を踏まえ、令和6年4月1日に発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令及びその解釈の改正を行った。

【令和6年4月1日の改正内容】

- 太技省令において、第3条の2を新設し、小規模事業用電気工作物である太陽電池発電設備への接触を防止するための措置として
 - ①太陽電池発電設備が危険である旨の表示
 - ②接近するおそれがないような措置の実施を求めることとした。
- なお、太技省令の改正に併せて、太技解釈の改正を行い、上記太技省令で規定した接触を防止するための措置の一例として、
 - ①さく、へい等の設置
 - ②出入口に立入りを禁止する旨の表示
 - ③出入口に施錠を行う等の出入りを制限する措置を掲げ、かつ、さく、へい等の設置が困難な場合には、機械器具を地表上2m以上の高さに施設すべきことを規定した。

そこで、今般、上記の措置の実施を確保するため、使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20240318保局第1号）について、太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。）に上記の接触防止措置が施されているかを、事業者において確認させることとする旨の改正を行う。

2. 具体的措置内容

○使用前自主検査及び使用前自己確認の方法の解釈（20160531商局第1号）

太陽電池発電設備（小規模事業用電気工作物に限る。）に係る使用前自己確認の方法について、外観検査の判定基準に「柵、塀等が施設されており、出入口に施錠装置及び立入禁止表示が施設されていること」を加える。

3. スケジュール

令和6年9月・10月 パブリックコメント

令和6年11月 公布・施行